

みんなで創ろう

安心して心豊かに暮らせるまち



概要版

第2次 坂東市地域福祉活動計画

平成28年度～平成32年度



イラスト：地域活動支援センター“はあとぽっぽ” はるみんさんによる作品

平成28年3月



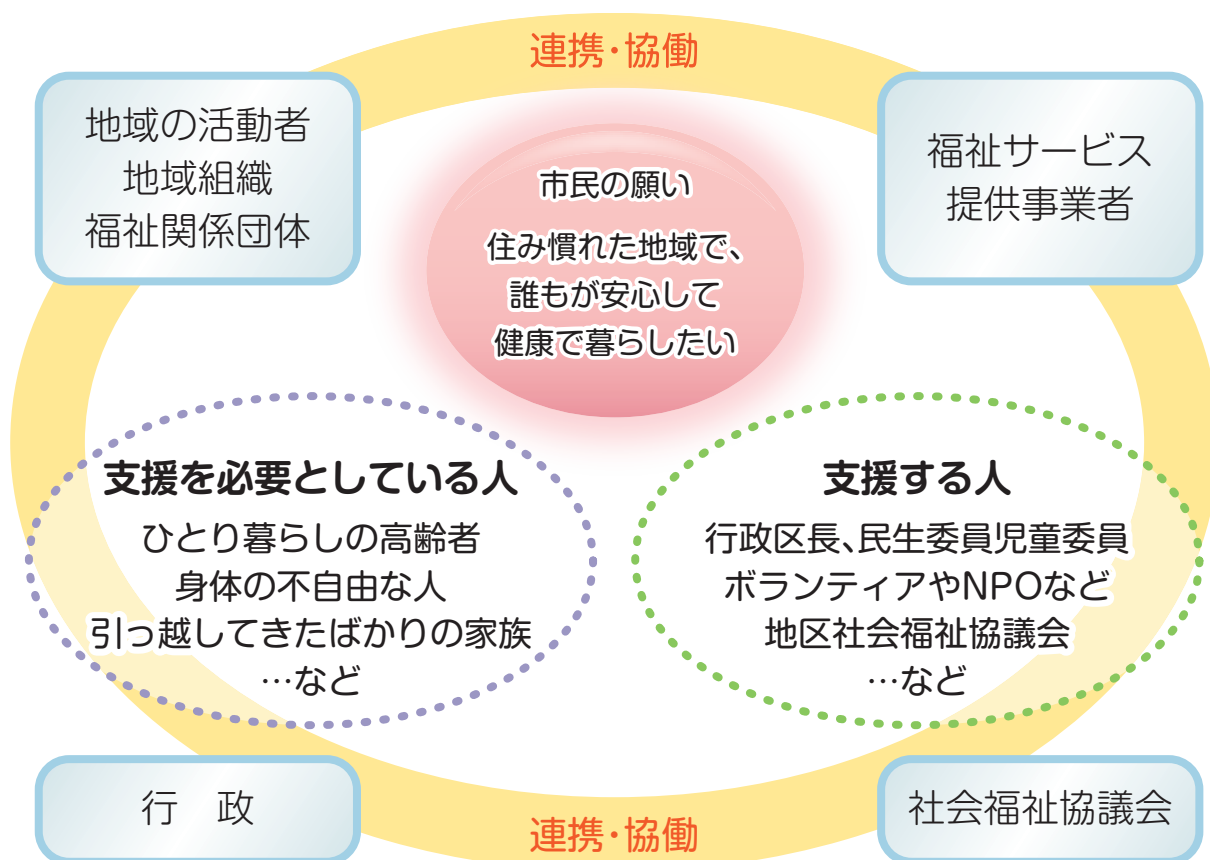
社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会





なぜ第2次坂東市地域福祉活動計画をつくったの？

今、地域にはこのような人がいます。



だから今、地域福祉なのです

市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織・企業・行政などが連携した地域づくりや支え合い活動への取り組みが求められています。

地域福祉活動計画

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。みんなで知恵を出し合えば…、みんなで力を出し合えば…、さらに暮らしやすい地域ができるはずです。



この計画はどうやってつくったの？

福祉推進員の皆様にヒアリングを実施しました

坂東市社会福祉協議会支部活動において、より地域に密着した活動を行っている福祉推進員の皆様に、身近に感じている問題点、課題、解決に向けた方策などについてご意見をいただくため、平成27年6月～7月にアンケートによるヒアリングを実施しました。

地区懇談会を実施しました

13支部ある坂東市社会福祉協議会支部の福祉推進員の皆様に4つの中学校区ごとにお集まりいただき、地区懇談会を2回開催しました。第1回目は平成27年7月～8月、第2回目は平成27年10月～11月に開催し、地域の課題の把握を中心に議論していただきました。

主な地域課題のキーワードが見つかりました

ヒアリングと地区懇談会で皆様に出していただいたご意見から、主な地域課題のキーワードを導き出しました。このキーワードをもとに、この計画の基本目標と重点目標を決定しました。

地域担い手の育成

- ボランティア及び福祉人材の育成
- 行政区役員や民生委員・児童委員などの活動支援
- 各種福祉団体などの後継者不足

人間関係の希薄化

- 近隣住民におけるコミュニケーションの減少
- ひとり暮らしや高齢者世帯の増加
- 世代間交流活動の推進

価値観の変化

- 家族構成やライフスタイルの変化
- 地域福祉への関心の低下
- 「向こう三軒両隣」の助け合いや支え合い

地域福祉活動のPR不足

- 福祉サービス及び福祉活動の周知、啓発
- 子どもから大人における福祉教育の推進
- 関係機関とのネットワーク強化



この計画の体系はどのようなものなの？

第2次坂東市地域福祉活動計画の基本理念は、第1次計画を踏襲しました。市民一人一人が主体的、自律的にまちづくりに関わっていくとともに、市民、事業者、行政それぞれが連携し、「共生」「主体性」「協働」を基本的な考え方とし、「安心して心豊かに暮らせるまち」を目指していきます。

《 基本理念 》

《 基本目標 》

《 重点目標 》

《 取り組みの方向性 》

みんなで創ろう
安心して心豊かに暮らせるまち

①ひとづくり
～思いやり・助け合いの意識を高める～

- 1 地域福祉活動における情報提供体制の構築
- 2 福祉教育の充実・促進を図る
- 3 ボランティア活動の活性化を図る

- ・社協だよりの発行
・福祉ニーズの把握
- ・ホームページの管理・運営
- ・福祉出前講座
・福祉教育協力校
・各種福祉講座の充実
- ・ボランティアセンターの運営
・ボランティア養成講座の開催
- ・ボランティア情報の提供

②地域・ネットワークづくり
～顔の見える地域づくり～

- 1 地域住民間の交流の機会を確保
- 2 地域連携による見守り活動の充実
- 3 社協における支援体制の強化

- ・世代間交流活動の促進
・地域における防犯活動への支援
- ・ふれあいサロン活動の推進
- ・行政との連携による見守りネットワークの構築
・災害時の体制づくり
・相談支援体制の整備
- ・各関係機関との情報共有体制の構築
・各福祉活動団体との連携体制づくり
・コミュニティソーシャルワーカーの育成

③安心な環境づくり
～自立を支えるため、福祉サービスの充実を図る～

- 1 健康づくり、生きがいづくり活動の促進
- 2 福祉サービス利用の促進
- 3 子育てしやすい環境を支援する

- ・健康づくり、介護予防活動の充実
・生きがいづくり、趣味教養活動の充実
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・障がい者福祉団体の育成援助
・障がい者総合支援事業の推進
- ・相談支援活動の推進
- ・子育てサポーター設置事業の運営
・子育てサロンの推進
- ・ひとり親家庭への支援

④社協の基盤強化
～安定した運営を図る～

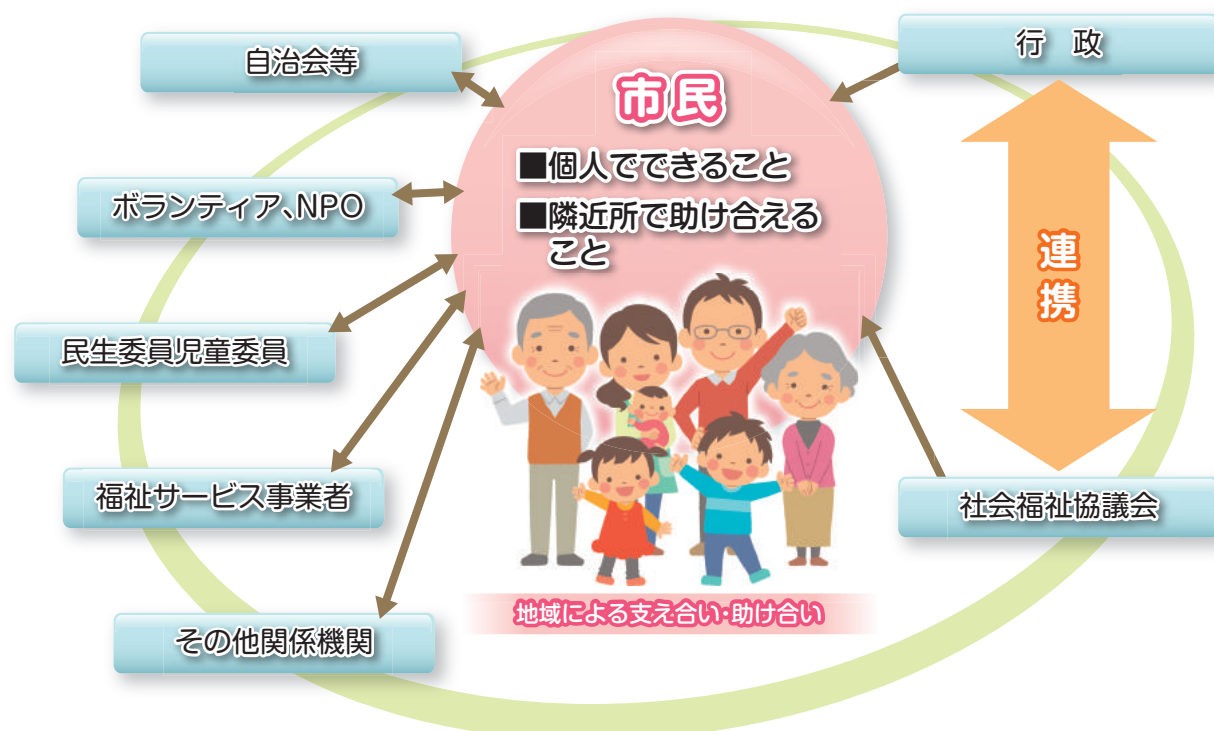
- 1 組織体制の充実を図る
- 2 安定した経営を維持する
- 3 職員の資質向上に努める

- ・職員間の情報共有
・各種関係機関との情報共有体制の構築
- ・各福祉団体との連携体制づくり
- ・会員の増強活動
・各種募金活動の推進
・自主財源の確保
- ・組織内の連携強化
・社協内の情報共有体制の構築
・人材の育成



この計画の推進体制はどのようなものなの？

地域社会や団体、民間との連携とそれぞれの役割



市民、地域福祉団体が担うこと

市民、地域活動団体は、地域福祉への関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域のなかで連携しながら解決していく役割を担っています。そのためには、日頃から地域の人たちがあいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

福祉サービス事業所が担うこと

福祉サービス事業所は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や職員の資質の向上に取り組むという役割を担っています。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場や地域福祉の拠点としての機能も求められます。

社会福祉協議会が担うこと

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な存在として、担い手の育成やサロンなど交流機会の創出支援とともに、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役割を担っています。

市が担うこと

行政は、積極的に地域福祉に関する情報提供や啓発を行うことにより、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域福祉の取り組みを展開するとともに、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。



坂東市の福祉資源





この計画の期間は何年間なの？

この計画の期間は、短・中期の取り組みを中心として平成28年度～32年度までの5年間とし、坂東市地域福祉計画との整合性を保ちながら計画の推進と評価を進め、その成果を踏まえたうえで見直しをしていきます。

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
坂東市総合計画(後期5か年)					
坂東市地域福祉計画(平成27年度～平成31年度)＜第2期＞					
第2次 坂東市地域福祉活動計画(平成28年度～平成32年度)					



イラスト：地域活動支援センター“そよかぜ”による作品

第2次 坂東市地域福祉活動計画《概要版》

平成28年(2016年)3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

＜本所＞

〒306-0632 茨城県坂東市辺田48番地
(岩井福祉センター内)

TEL0297-35-4811
FAX0297-36-2355

＜支所＞

〒306-0502 茨城県坂東市山2721番地
(猿島福祉センター内)

TEL0280-88-1000 0297-44-2943
FAX0280-88-1041

